

平成24年度(第1回)瀬戸市都市計画審議会 議事録

日 時 平成24年5月25日(金) 午前10時00分～午前10時35分

場 所 市役所 3階 全員協議会室

出席者 委 員：11名出席

5名欠席 磯部友彦委員、加藤庄平委員、川崎昭弘委員、伊藤 隆委員、
戸田千里委員

事務局：7名出席

1 審 議

第1号議案 瀬戸市都市計画マスタープラン一部変更について

2 議 事 録

午前10時開会

<事務局>

それでは、時間が参りましたので「平成24年度 第1回 瀬戸市都市計画審議会」を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のなか、審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、16名中11名の委員にご出席を賜っていますので、瀬戸市都市計画審議会条例第6条第2項の規程により、委員の過半数の出席を得ていることから、審議会が成立していることを報告させていただきます。

また、本日の傍聴者はございませんでした。

それでは、はじめに瀬戸市都市整備部長から、皆様にごあいさつを申し上げます。

<都市整備部長>

おはようございます。

委員のみなさまにおかれましては日頃より本市のまちづくりや都市計画全般におきましてご指導やご協力を賜り誠にありがとうございます。

昨年12月に「瀬戸市都市計画マスタープラン一部変更(案)」に対してパブリックコメントを取る旨ご報告させていただき、1月から1ヶ月間パブリックコメントの募集をいたしました。

この間に寄せられた市民のご意見をもとに事務局案を精査いたしまして瀬戸市都市計画マスタープラン一部変更(案)として今回の審議会に諮問させていただきます。

平成19年3月に平成27年度を目標年次といたしまして瀬戸市都市計画マスタープランを改訂いたしましてから5年が経過して私たちの都市計画を取り巻く環境も刻々と変化しているところがございます。この変化を的確にとらえて土地利用計画を見直すことによりまして都市の持つポテンシャルを高めていくということも重要な取り組みかと考えておりますので、委員のみなさまにおかれましてはよろしくご指導ご教示賜りますようお願いを申しあげ、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

<事務局>

続きまして、委員のみなさまに異動がございましたのでご紹介させていただきます。

本年5月15日付け、市議会選出の委員としまして、5名の議員に、また、本日はご欠席をされていますが、本年4月1日付で愛知県瀬戸警察署長に新たにご就任いただいております。

それでは、瀬戸市都市計画審議会運営規則第4条に基づきまして、審議会の議長は会長をもってあてるとありますので、今後の議事の進行は、会長にお願いいたしたいと思っております。

<会長>

改めましておはようございます。

皆さんご承知のように国際的な経済環境が大変混乱しておりますなかで、日本とりわけ地場産業を抱えているそれぞれの市町村ではまちづくりや都市づくりに大変ご苦労なさっていることと思っております。瀬戸市においても同様でございまして、今、部長からご紹介がありました通り本日は瀬戸市都市計画マスタープラン一部変更についてご議論していただくということですが、どのような地域を作り出すのか、これが私ども瀬戸市のこれからのすべての道を決めていく大変重要な局面だと思っておりますので、どうか慎重なご議論をお願いいたします。

それでは、議案審議に入る前に皆様にご報告をさせていただきます。

去る、平成24年5月8日付け文書番号24瀬都計第112号により瀬戸市長から瀬戸市都市計画マスタープラン一部変更についての審議の依頼が、瀬戸市都市計画審議会会長宛にまいりました。

これを受けまして、同日付で瀬戸市都市計画審議会の開催を委員の皆様にご案内申し上げ、市議会議員の皆様には15日付で開催のご案内を申しあげました。そして同日付で委員の皆様を招集した旨を瀬戸市長に報告いたしました。

続きまして、本日の議事録の署名者の選出を行ないます。

瀬戸市都市計画審議会運営規則第5条第2項に基づきまして議長が指名した2人とありますので、本日は恐れ入りますが、成田一成委員、水野良一委員にお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なしとの声)

ありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、早速審議に入ります。第1号議案「瀬戸市都市計画マスタープラン一部変更について」を上程いたします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

先に部長が申しました通り、本年1月11日からパブリックコメントを実施いたしました。その時出されましたご意見の紹介の前に、再度簡単に瀬戸市都市計画マスタープラン一部変更(案)について、ご説明させていただきます。

まず、都市計画マスタープランの見直しに至った経緯といたしましては、前回の改訂から目標年次までの中間の年次の見直しを兼ね、2005年日本国際博覧会の開催を契機に整備された東海環状自動車道をはじめとする都市基盤施設や愛知環状鉄道へのJRの乗り入れなどにより瀬戸市の土地利用や人口などにさまざまな効果があったとわかりました。

人口では当初第5次総合計画で予想していた自然減が始まる年度が数年遅くなり、また、人口のピークが上にあがりました。

製造品出荷額では、平成15年～平成27年までは3116億円と横ばいと第5次総合計画で予想していましたが、実際には平成21年度で3392億円と大幅に増額しました。

このように土地利用計画策定に大きな影響を及ぼす要素である人口と産業について当初の予想と大きく異なってきていることから、現状の土地利用の状況や人口のはりつき方などを検証し、さらなるよい効果が得られると考える土地利用への対応策を作成いたしました。

検証の結果と対応策については前回の都市計画審議会の際にご説明いたしましたので詳細については割愛させていただきますが、見直しをした土地利用について簡単にご説明いたします。

現行の瀬戸市都市計画マスタープランのP23に記載のある基本的な考え方である「一般市街

地地域においては交通結節点となる各鉄道駅周辺等を中心とした生活拠点形成する。すなわち、鉄道駅やバス停が多い市域の中心から西部にかけては一般住宅地として利用する」という考えや、「東海環状自動車道インターチェンジ周辺については産業機能立地を促進する」という考えに重点を置き、現在の土地利用計画のままではこの基本的な考え方と齟齬が生じる地域について見直しをいたしました。

これを、瀬戸市都市計画マスタープラン一部変更（案）として市民意見を募集いたしました。

パブリックコメントでいただいたご意見の詳細につきましては担当の浦上からご説明させていただきます。

では、お手元の第1号議題の瀬戸市都市計画マスタープラン一部変更（案）についてご説明いたします。まず、パブリックコメントでいただいたご意見の紹介をいたします。

参考資料というインデックスのついたページをご覧ください。期間中にご意見を提出された方は1名で、件数としては10件のご意見でした。

分野別に分類いたしますと、人口についてが3件、全体構想の各拠点についてが2件、同じく全体構想の各ゾーンについてが1件、同じく全体構想の交通体系について1件、その他について3件の合計10件のご意見をいただきました。

10件のご意見の紹介と瀬戸市の考えをご説明いたします。

人口についての1つ目、「区画整理地域の人口増加は理解できるが、人口減少区域における対応が明記されていない」というご意見でした。これに対し、瀬戸市の考えは「人口の自然減が始まっていることを鑑み、すべての地域において人口を増加させるという目標ではなく現行都市計画マスタープランの基本的な考え方をより促進させる土地利用となるよう今回の見直しをしております。」というものでございます。また、ご意見の2つ目、「人口増加率、及び住宅面積増加率が1.00未満の詳細が書かれておらず、各地区の計画の進捗の状況が明記されていない。」というご意見についても先ほどと同じ考えでございます。

この2つのご意見への対応といたしましては、ご意見の内容は今後の施策展開のうえで参考にします。とし、一部変更（案）への反映事項はございませんでした。

ご意見の3つ目、「今年度から人口の自然減が始まっているが、加味されているか。」というご意見でした。これに対し瀬戸市の考えは「本市は平成21年より人口が緩やかに減少しており、このことも今回の都市計画マスタープランの見直しに至った要因の一つです。」というものです。従いまして、このご意見については「ご意見の内容は本案に記載があります」となり変更案のP1ページ記載がございますので一部変更（案）への反映事項はございませんでした。

ご意見の4つ目、全体構想、各拠点についてですが、「伝統市街地地域において、住宅様式などの景観規制は行われるのか」というご意見です。これに対し、瀬戸市の考えは「平成22年10月に景観法に基づき瀬戸市景観計画を策定し、伝統市街地においては、「せと・やきもの文化景観ゾーン」として「せと中央・洞」「赤津」「水野」「品野」で個別に景観形成基本方針をたてております。また、特筆すべき住宅様式の建築物群のある地域は洞のみであるため景観重点地区として指定し、景観形成の推奨基準を設けておりますが、規制については考えておりません。」です。従いまして、対応といたしましては「ご意見の内容は都市計画マスタープラン以外の個別計画に記載があります。」ということで備考欄に瀬戸市景観計画と記載しております。このご意見による一部変更（案）への反映事項はございませんでした。

5つ目のご意見ですが、全体構想の各拠点についてで、「やきもの交流拠点に水野が入っていないのはなぜか。窯めぐりは赤津、品野、水野で行われている。」というものでした。これに対する瀬戸市の考え方は、「今回の一部変更については、土地利用に着目し、現行都市計画マスタープランと齟齬が大きい地域の土地利用を見直しました。従いまして、ご指摘については、平成25年度からの総見直しの際に議論の対象といたします。」ということで、「今後の施策の展開のうえで参考にしていきます。」といたしました。このご意見による一部変更（案）への反映事項はございませんでした。

6つ目のご意見ですが、全体構想の各ゾーンについてですが、「商業地、住商複合ゾーンにおいて、観光客向け商業と住民向け商業を明確にエリア分けしてはどうか」というご意見でした。

これに対する瀬戸市の考えは「現行都市計画マスタープランでは、市内を10の地域に区分し「地区別構想」をまとめております。商業地や住商複合地区などの商業にかかわる考え方は、地域別構想の中で記載しております。」ということで、「現行都市計画マスタープランにすでに記載がある。」ため、このご意見による一部変更（案）への反映事項はございませんでした。

7つ目のご意見ですが、全体構想の交通体系についてですが、「主幹道路および整備計画が明記（添付）されていない。」というご意見でした。これに対する瀬戸市の考えといたしましては、「今回の変更は、現行都市計画マスタープランのP36からP41に記載がある交通体系に基づき考えております。」というもので、こちらにも「現行都市計画マスタープランにすでに記載がある。」ため、このご意見による一部変更（案）への反映事項はございませんでした。

8つ目のご意見ですが、その他の分野で「企業誘致が近隣の市と比べて進んでいないのではないか。愛知岐阜航空宇宙産業クラスター特区成立したが、関連企業の誘致は積極的に行われているのか。」というご意見について、瀬戸市としては「企業の誘導を図るため、東海環状せと赤津インター付近の産業機能立地をしやすいように工業系利用ができるように転換いたしました。」ということで「ご意見の内容は本案のP12に記載があります。」ため、このご意見による一部変更（案）への反映事項はございませんでした。

9つ目のご意見ですが、その他の分野で「自給率・自給自足という観点から農林行の推奨策は取っているのか。せとでは土地が借りにくいと聞いた。」というご意見でした。

瀬戸市としては「現行都市計画マスタープランのP33に土地利用の基本方針に農地ゾーンの記載があります。なお、農林業の推奨策については、産業の分野に関する個別計画で取り組んでおります。」ということで、こちらについても「ご意見の内容は現行都市計画マスタープランのP33～P35にすでに記載があります。」ため、このご意見による一部変更（案）への反映事項はございませんでした。

10個目のご意見ですが、その他の分野で「東海自然歩道の岩屋堂～雲興寺間は現在通行止め迂回となっておりますが、解決のめどは立っているのか。品野から赤津間の車道は歩道がなく危険であるため。」というものでした。

こちらについては「都市計画マスタープランは土地利用やまちづくりについて基本的な方針を決定するものです。いただいたご意見につきましては、関係機関に申し伝えます。」とご回答させていただきます。したがって「ご意見の内容は都市計画以外で取り組んでおります。」ということで、このご意見による一部変更（案）への反映事項はございませんでした。

以上ですべてのご意見に対する瀬戸市の考えを述べさせていただきました。

先ほどから申しております通り、このご意見に基づき、一部変更（案）の内容を修正や変更をした部分はございません。

したがって、昨年ご説明させていただいた瀬戸市都市計画マスタープラン一部変更（案）はパブリックコメント用として変更前・変更後を対比できるようにしてはいたしましたが、議案としてみなさまにお示ししたものは変更後のみといたしております。

説明は以上でございます。

<会長>

都市計画マスタープランに関するパブリックコメントが1名の方から10項目のご意見が出されておりましたが、いまご紹介があった対応とされたようですが、ただいまの説明に対しまして、ご意見、あるいはご質問等はございますか。

<委員>

ご指名をいただきましたので、少し確認をさせていただきます。

冒頭に製造品出荷額が予測で3,116億円のなかで現実的には3,392億円ということで、地元の企業の方が非常に頑張っているということで感謝を申し上げます。

約200億円の売り上げというか製造の拡大があったわけですが、できればその内訳、

どこの企業が、どのような製品が拡大につながったのかということ、それから、本市が、さらに拡大していくために必須条件になってくると思いますが、新しく本市において興された企業が何社いるのか、本市から他市、他県に移られて事業を続けておられる企業が何社か、また、瀬戸市において廃業をされた企業が何社いるのか掴んでいたらお答えをしていただきたい。

<会長>

ありがとうございました。

ただいまのご質問に対して事務局いかがですか。

はい、事務局。

<事務局>

着座にてご回答させていただきます。

製造品出荷額の内訳ですが、どの分野が大きく伸びたのかということのご質問ですが、産業分類的に申しますと、機械器具製造業という分野がございます。こちらは自動車の部品などでございます。こちらにつきましては、平成17年に比べますと、118%と大きく増加がみられます。そのほかでございますと、化学工業製品、あとは金属製品が大きく伸びてございます。

また、新しく興された企業の数、出て行かれた企業の数、廃業された企業の数ですが、産業分野の課では把握していると思いますが、事務局としては把握しておりません。

<委員>

産業の分野でぜひ確認をとっていただいて、次回のこの審議会の場でご報告いただきたいと思います。以上です。

<会長>

では、事務局そのようによろしくお願いします。

では、他にいかがでしょうか。

<委員>

いまの確認に関連しますが、産業構造が今までと大きく変わってきております。第5次総合計画では年間の製造品出荷額が平成18年から28年まで3,100億円程度で維持できればいいという計画でしたが、このように280億円も大きく伸びるということは、118%の伸びでは追いつかないように思うのです。

それはなぜかと言いますと、地場産業の窯業が衰退して製造品出荷額が下がっていくのを上回って製造品出荷額が伸びていっているということではないかなと。そのあたりをきちっととらえて、地場産業を伸ばしていくということ。これは都市計画課の仕事ではないと思いますが、しかし、このような地場産業についても考慮に入れた土地利用ということを考えていかないといけないと思いますが、この辺りはどのように分析をされているか伺いたい。

<会長>

はい。ありがとうございます。では、いまのご質問について、事務局は。

<事務局>

今後の産業の進展について、どのような土地利用を考えているかというご質問かと思いますが、まず、瀬戸の産業につきまして、先ほどのご質問にもお答えした通り、機械器具製造業が非常に

大きく伸びておりますが、このような業種では大きな区画での敷地が必要というニーズと、こちらにつきましても、インター近隣ということがございますので、インター付近で企業進出ができる、まとまった土地利用ができるようにするべきだと考えております。セラミック関係ですが、窯業土石という分類ですが、ファインセラミックとオールドセラミックがございます。ファインセラミックにつきましても、自動車産業と関連いたしまして、今後も大きく伸びる可能性を秘めていると考えております。オールドセラミックにつきましても、まるっとミュージアム構想に基づきましてやきものを活用した街づくり、とりわけ中心市街地では、工房めぐりや、工房で作陶体験など新たな産業の分野、産業観光という分野を進めております。

したがって、中心市街地においては、準工地域で、住工複合ゾーンということでとらえております。以上でございます。

<委員>

かつて、瀬戸の産業構造を考えたときに、工業団地、穴田・暁、中心市街地の地場産業、長久手に近い山の田、デジタルタワーの付近にリサーチパークセンターというものがありました。デジタルリサーチパーク構想というものはなくなってしまったのですが、産業で伸ばしていく土地利用、ゾーン構想は今後、団地を含めてですが、幹線道路沿いを工業系としていくのか、あるいは、瀬戸市が今やっているオーダーメイド方式で土地を売りたい人と進出したい企業の利害が一致すれば幹線道路沿いとか関係なく企業進出してもらおうのか、二つの方式があるとおもいますが、都市計画のうえではどう考えているのですか。

<事務局>

今後の産業立地を考えるときに幹線道路沿いに企業集積をするのかということでしたが、今回の一部変更で、産業立地のポテンシャルの高い地域を産業地域として取り込むという変更をいたしております。

また、既存の工業団地の暁・穴田、山の田においても、各企業が頑張っておられますので、土地利用としても、今後の産業構造を考える上でも必要な工業地域と考えております。以上でございます。

<会長>

ほかにどなたかご質問はございませんか。

<委員>

2つほどご質問させていただきます。

今のお話で、工業系の用途を幹線道路沿いに張り付けるということですが、やはり工業系の用途は面的な開発をしていくべきだと考えます。後々、みともないものとなってしまうのではないかと思います。自然発生的な開発のように感じてしまいます。

インターチェンジ周辺の用途を考えるとき、もっと計画的に工業用地としての区分をしていくべきだと思う。今回の変更でもほんのわずかですよね。工業用途としたのは。

もうひとつ、人口が減少しているのはわかりますが、横ばいか、少し穏やかな減少で済んだということで終わっていますが、万博以降、JRバスが撤退したということもあり、限界集落とまでは言いませんが、小さな町が孤立して困っているというお話も聞きます。

人口減に対しても今のうちに手を打っておかないと取り残される人たちが出るので

はないでしょうか。今回の変更にはそのあたりがとくには配慮されていないと思いますので、そのあたりの見解をお聞きしたいと思います。

<事務局>

インター周辺の詳細な土地利用につきましては、今回、都市計画マスタープランということですので、土地利用の大きな方向性というものをご提示させていただきました。今後の土地利用の詳細につきましては、もっと広いエリアを含んで都市計画マスタープランの総見直しのときに考えていきたいと思っております。

人口の減少、またそれに対応する交通関係についてですが、現在市域の西側に人口が張り付き、東側は人口が減少しているという現況ですので、減少していく地域についても今後の総見直しに向けて検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

<委員>

はい。なるべく早め早めに手を打って行ってください。

<会長>

では、よろしくご対応お願いします。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

それでは、第1号議案「瀬戸市都市計画マスタープラン一部変更について」の採決を行います。原案どおり賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項により原案通り決定いたしました。

本日予定されている議案は以上でございますが、他に何かございますでしょうか。

とくにないようですので、以上で平成24年度第1回目の瀬戸市都市計画審議会を終了いたします。

なお、いろいろとご意見をいただきましたので、答申案については、ご一任いただき、とりまとめをさせていただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中ご参集を頂き誠にありがとうございました。

午前10時35分閉会